

平成22年(ワ)第47553号

原告 槌田敦

被告 東京大学ほか

2010年8月3日

請求の趣旨変更の申し立て

東京地裁民事部第26部 御中

原告 槌田敦

被告は、答弁書(p3、p4)において、「公共の利害」ということばを使い、東京大学の行為は不法行為ではないと主張しました。しかし、そのために必要な条件である摘示された事実が真実であるかどうかについて、釈明を拒否しています。

また、原告は準備書面(1)p12において、このことばは、一般人が公務員を批判した時に、公共の利害ということばで名誉毀損とはしないという場合に用いられることばであり、公的機関の東京大学が、公共の利害を理由にして、一般人に対する名誉毀損を免責されることはあり得ない、と申しました。これに対して、被告は、その準備書面(2)において何の反論もしていません。

さらに、国立大学法人法によって設立される東京大学は準国家機関です。その準国家機関が「公共の利害」を理由に一般人の論述を攻撃することは、表現の自由に対する国家権力による侵害であり、憲法第21条に違反します。

よって、請求の趣旨を次のように変更いたしたいので、申し立てます。

請求の趣旨

- 1、被告国立大学法人東京大学は、次の行為をしてはならない。
 - (1)『地球温暖化懐疑論批判』と題する書物の印刷、配布
 - (2)『地球温暖化懐疑論批判』と題する書物の内容のインターネット等による配信
 - 2、被告東京大学は、同法人のホームページ(http://www.u-tokyo.ac.jp/index_j.html)のトップページおよび被告東京大学IR3S/TIGSのホームページ(<http://tigs.ir3s.u-tokyo.ac.jp/>)のトップページに、それぞれ別紙謝罪広告目録記載の謝罪広告を1カ月掲載せよ。
 - 3、被告東京大学は、朝日新聞の朝刊全国版社会面広告欄に別紙謝罪広告目録記載の謝罪広告を1回掲載せよ。
 - 4、被告らは原告に対し、連帯して金150万円およびこれに対する訴状送達の日から支払いまで年5分の割合による金員を支払え。
 - 5、訴訟費用は被告らの負担とする。
- 旨の判決並びに仮執行宣言を求める。

以上

別紙 謝罪広告目録

謝罪広告の内容

ホームページに用いるもの

謝罪広告 東京大学

東京大学は、『地球温暖化懐疑論批判』(2009年)という書籍を発行しましたが、その中で、人為的温暖化説に反対する12名の先生方を名指しして、「三段論法の間違いなどロジックとして誤謬がある」など10項目の特徴を挙げるなどして、名誉毀損いたしました。

また、国立大学法人法による東京大学が、前記名誉毀損だけでなく、公共の利害を理由に一般人の論述を攻撃したことは、表現の自由に対する国家権力による侵害であり、憲法第21条違反でした。ここにお詫び申し上げます。

なお、この『批判書』の印刷・配布および同内容のインターネット等による配信は全面的に撤回、削除いたします。

朝日新聞に用いるもの

謝罪広告 東京大学

東京大学は、『地球温暖化懐疑論批判』(2009年)という書籍を発行しましたが、その中で、人為的温暖化説に反対する12名の先生方を名指しして、「三段論法の間違いなどロジックとして誤謬がある」など10項目の特徴を挙げるなどして、名誉毀損いたしました。

また、国立大学法人法による東京大学が、公共の利害を理由にして一般人の論述を名指しして攻撃したことは、表現の自由に対する侵害であり、憲法第21条違反でした。ここにお詫び申し上げます。

なお、この『批判書』の配布および同内容のインターネット配信は全面撤回いたします。